

下請債権保全支援事業

保証ファクタリング

ご案内

北海道建設業信用保証グループ

KHS 北保証サービス株式会社

「下請債権保全支援事業」とは…

- 国土交通省は、下請建設企業等の経営および雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため『下請債権保全支援事業』を創設しました。
- 北保証サービス(株) (KHS) は、平成22年2月25日に本事業におけるファクタリング事業者に認定されました。
- 平成26年3月31日までに保証開始された債権（売掛金・手形）が当事業の保証対象になります。

下請債権保全支援事業の概要

(国土交通省ホームページより一部抜粋)

下請建設企業等(下請建設企業・資材企業)が元請建設企業に対して有する債権(手形を含む。)について、ファクタリング会社が支払保証を行うことにより、下請建設企業等の債権保全を支援します！

- 債務者が公共工事の受注実績を有するなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく（例えば、2次下請建設企業が1次下請建設企業に対して保有している債権についても）支払保証を受けられます。
- ファクタリング会社に対して支払う保証料の一部が助成されます。
- 手形以外の債権は、下請建設企業等からの支払請求段階から支払保証を受けられます。

元請建設企業
(債務者)

・ 工事の施工
・ 資材の提供
・ 発注

ファクタリング会社

保証料の支払い(助成あり) (※1)

支払保証(元請倒産時等に保証金支払い)

手形の資金化(※2)

下請建設企業等

元請建設企業に対して
保有している債権(手形を含む)

(※1)保証料の助成は、保証料率の3分の2(保証される債権額の年率4%を上限)です。

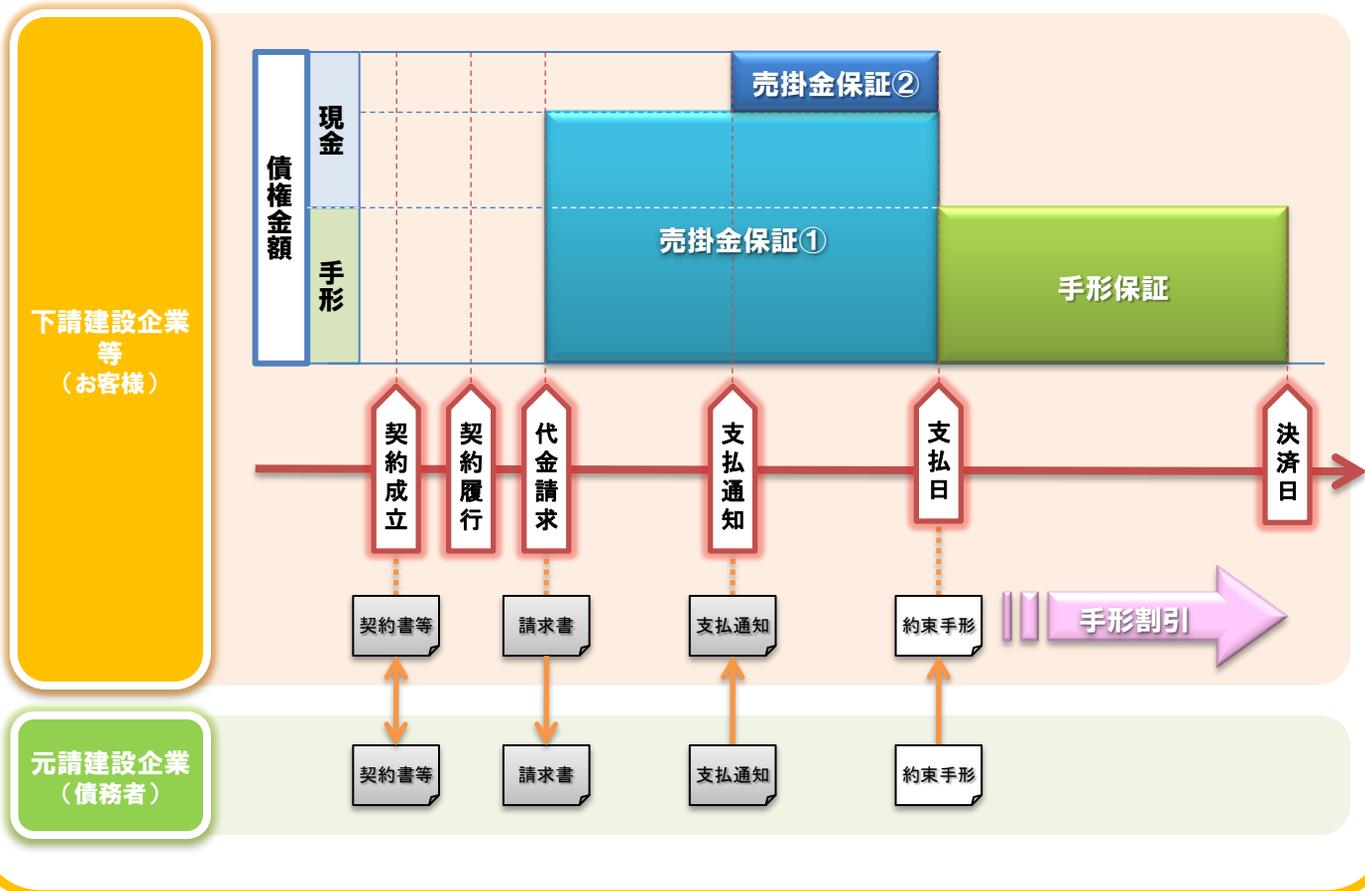
保証料とは別に利用料(保証される債権額の年率1%)が必要です。

(※2)北保証サービス(株)では、支払が保証された手形の資金化にも対応しています。

「保証ファクタリング」とは…①

- 北保証サービス(株) (KHS) は、国土交通省が創設した『下請債権保全支援事業』に基づき、お客様が元請建設企業に対して有する債権（売掛金・手形）の支払を保証させていただきます。

債権発生と保証のイメージ



売掛金保証①

- 元請建設企業への支払請求段階から支払日までの支払保証を受けることができます。
- 元請建設企業に対するお客様の請求金額の80%を上限として保証いたします。

売掛金保証②

- 「売掛金保証①」をご利用いただきましたお客様のオプション商品です。
- 元請建設企業から支払金額の通知等があった場合、その支払金額の全額を保証いたします。

手形保証

- 元請建設企業が振り出した手形（約束手形）の決済日までの支払保証を受けることができます。
- 「手形保証」をご利用いただきましたお客様につきましては、加えて「手形割引」をご利用いただくことが可能です。詳しくはお問い合わせください。

「保証ファクタリング」とは…②

- 北保証サービス㈱ (KHS) の「保証ファクタリング」をご利用いただくと次のようなメリットがあります。

保証ファクタリング

のご利用メリット

・元請建設企業の倒産等の場合、保証限度額内で債権を100%保証します。

債権保全

・保証料率の3分の2（年率4%を上限）が助成金により軽減されます。

保証料負担の軽減

・ご希望の場合は、保証した手形を対象に手形割引をご利用いただけます。

手形の
早期現金化

個別保証
方式

・根保証方式ではなく、ご要望に応じて債権を個別に保証します。

保証料等 ご負担額算出例

算出条件

A建設㈱銘柄の額面金額100万円の手形で、保証開始日から支払期日まで90日（両端入れ）、保証料率6.0%（年率）の場合

- ①保証料：100万円×6.0%×90日／365日＝14,794円
- ②助成金：100万円×4.0%×90日／365日＝9,863円
- ③利用料：100万円×1.0%×90日／365日＝2,465円
- ④事務手数料：1,050円

お客様のご負担額 **8,446円**
(=①-②+③+④)

お申込みの前に…（ご利用条件）

- ご利用に際しまして、国土交通省が定める条件の審査および北保証サービス㈱（KHS）所定の審査を行います。
- お申込みの前に、当社までお問い合わせください。
- 審査の結果、お客様のご希望に沿えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

元請建設企業 （債務者）

- ① 下請契約における注文者（注1）であって、支払保証を開始しようとする日において有効な経営事項審査を受けていること、または支払保証を開始しようとする日の属する年度もしくはその前年度に公共工事の受注実績があること
- ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと（ただし、再生手続又は更生手続の最終の決定を受けている場合は対象となります）
- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと
- ④ 財務内容の健全性が著しく損なわれていないこと
- ⑤ 不正または不誠実な行為をするおそれがないこと
- ⑥ 元請建設企業1社当たりの保証限度額を超過していないこと

（注1）発注者と契約した元請建設企業のほか、1次以降の下請建設企業も対象となります。

下請建設企業等 （お客様）

- ① 履歴事項全部証明書により商号、住所、代表者が確認できること
- ② 原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、または常時雇用する従業員数が1,500人以下であること
- ③ 元請建設企業から建設工事を直接請け負っている下請建設企業または元請企業に建設工事に関する資材を直接供給している資材企業であること（注2）
- ④ 下請建設企業等1社当たりの保証限度額を超過していないこと

（注2）元請建設企業との契約のほか、1次以降の下請建設企業と直接契約した建設企業や資材企業も利用することができます。

債 権 （売掛金・手形）

- ① 元請建設企業を債務者、下請建設企業等を債権者とするものであって、建設工事（公共工事・民間工事）の代金の支払いに関するものであること
- ② 個別保証審査依頼日から支払期日までの期間が、売掛金については原則14日以上、手形については原則40日以上であること
- ③ 手形の場合、振出日から支払期日までの期間が原則として120日以内であること
- ④ 保証申込1回当たりの申込金額が100万円以上であること
- ⑤ 不渡または支払期日の書換（手形の場合、いわゆる手形ジャンプ）がないこと

保証料率

- 年率3.0%～15.0%



助成率：保証料率の3分の2（ただし、年率4.0%が上限）
利用率：年率1.0%

- 年率2.0%～12.0%

事務手数料

- 元請建設企業1社につき、1,050円（消費税込）

担 保

- 担保および連帯保証人は必要ありません



上記はご利用条件の一部を記載しております。詳しくはお問い合わせください。

お申込みの手順

「お申込み」から「保証開始」まで

1. 新規登録書類のご提出（初めてご利用いただく場合）

初回のみ新規登録（保証取引契約の締結など）の手続きが必要となります。登録に必要な書類を送付しますので当社までご連絡ください。

なお、登録いただいても保証限度額、成因書類などの審査により保証できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

2. 「個別保証審査依頼書」のご提出

「個別保証審査依頼書」に必要事項を記入の上、成因明細書と売掛金または手形の成因が確認できる書類（契約書など）を添付して提出してください。

3. 「個別保証申込書」のご提出

「個別保証審査依頼書」に基づき、当社が提示した「個別保証審査結果通知書」に記載されている債権から申込みを希望するものを選択の上、「個別保証申込書」（「個別保証審査結果通知書」と兼用）を提出してください。

4. 保証料および事務手数料のお支払い

当社から「保証料等請求書」をFAXまたはメールします。

保証を開始する前に当社指定の口座にお振込みいただきます。なお、振込手数料はお客様でご負担いただきます。

5. 「支払保証承諾書」の発行

当社から「支払保証承諾書」を発行します。

保証開始日は「個別保証申込書」をご提出いただいた3営業日後になります。

KHS
北保証サービス(株)

《必要書類》

(1)～(6)を提出
【初回のみ】

《必要書類》

(7)～(9)を提出
【FAX・メール可】

《必要書類》

(10)を提出
【FAX・メール可】

保証料等のお振込み

必要書類

新規登録書類（初めてご利用いただく場合に必要な書類）



ご提出書類の内容に変更があった場合、または更新された場合には、改めて提出をお願いすることがあります。

書類名	部数	備考
(1) 重要事項説明書	1 通	【当社所定様式】実印を押印してください。
(2) 保証取引契約書（個別保証）	1 通	【当社所定様式】実印を押印してください。
(3) 登録事項等届出書	1 通	【当社所定様式】実印を押印してください。
(4) 履歴事項全部証明書	1 通	発行から3ヶ月以内のもの
(5) 印鑑証明書	1 通	発行から3ヶ月以内のもの
(6) 直近の決算書	1 通	【確定申告様式】お客様の直近のもの

個別保証依頼・申込書類

書類名	部数	備考
(7) 個別保証審査依頼書	1 通	【当社所定様式】実印を押印してください。
(8) 成因明細書	1 通	【当社所定様式】押印は不要です。
(9) 売掛金または手形の 成因を確認できる書類		保証を希望される売掛金・手形ごとに ①元請建設企業との取引を確認できる契約書、注文書および請書の写しを提出してください。 ②元請建設企業からの支払額を確認できる支払通知書、請求書の写しを提出してください。（元請建設企業が支払額の通知をしていない場合は、請求書のみを提出してください。） ③手形保証の場合のみ、保証を希望される手形の両面の写しを提出してください。
(10) 個別保証申込書	1 通	【当社所定様式】実印を押印してください。

KHS 北保証サービス(株)は、

公共工事前払金保証事業会社である北海道建設業信用保証(株)の子会社です。

北海道建設業信用保証グループ

KHS

北保証サービス株式会社
業 務 部

札幌市中央区北4条西3丁目1番地北海道建設会館4F
TEL 011(241)8654 FAX 011(222)6601
URL <http://khs-net.jp>
〔貸金業者登録番号〕北海道知事(2)石第03008号

KITA HOSHO SERVICE CO.,LTD